

特集

研究開発税制

中小企業投資促進税制

中小企業経営強化税制

賃上げ促進税制…この優遇税制を
活用して節税を図ろう !!

「税額控除」 ができる 中小企業税制の 大研究

税理士 伊藤千鶴

中小企業には様々な優遇税制が用意されています。優遇の内容としては「特別償却」「所得控除」「税額控除」等々がありますが、なかでも「税額控除」はダイレクトに納税額を減らすことができるため節税効果は大きいと言えます。適用要件を充たしているのなら、税額控除が可能な優遇税制の活用を積極的に検討したいものです。今月の特集企画では「税額控除」ができる中小企業税制について、適用条件や控除できる税額などを詳細解説します。

LESSON

1

まずは中小企業の優遇税制の概要を押さえておこう



今月の特集のテーマは、「税額控除ができる中小企業税制」です。ひと口に「税制」と言っても、会社の利益に課される法人税、サラリーマンなどの個人に課される所得税や商品やサービスの消費に課される消費税など、いろいろな税金の制度があります。ここでは、法人税のうち「中小企業のための税制」、つまり、「中小企業税制」を取り上げていきます。

まず、そもそも、どうして中小企業のための税制があるのかを考えてみましょう。

「中小企業」と言っても、会社の規模はそれぞれです。上場企業に匹敵するほどの大きな中小企業もあれば、家族経営の会社、社長1人で経営をして

いる中小企業もあります。いろいろな形の中小企業がありますので、「中小企業」の定義は法律で定められています。

例えば、法人税法では、中小企業とは、基本的には、資本金の額等が1億円以下の会社を言います。

国税庁の令和4年度分の会社標準調査によると、日本の会社数は約291万社です。そのうち、資本金の金額が1億円以下の会社は約289万社です。中小企業は、全体の約99・3%を占めているのですね。

そして、これらの中小企業は、その企業が所在する地域に住んでいる人たちを雇っていたり、その地域の経済活動の中心を担っていたりします。いわ

ば、地域の経済と雇用を支えているのです。

そこで、このような中小企業を応援するため、中小企業が新しい設備を導入して生産性を上げようとする場合や、賃上げに取り組もうとする場合、デジタル技術を活用した事業変革に取り組む場合、新規事業開拓のために試験研究をする場合など、さまざまな局面に応じて使える税制が用意されているのです。

利用するためには
所定の要件がある

前述しましたが、中小企業とは、基